# 平成30年度

第1回総合教育会議 会議録

とき 平成30年8月7日

品川区

# 平成30年度第1回品川区総合教育会議

日時 平成30年8月7日(火) 開会:午後4時

場所 品川区役所 第二庁舎5階 252・253会議室

出席者 区長 濱野健

教育委員会教育長中島 豊同 職務代理者菅谷 正美同 委員冨尾 則子同 委員海沼 マリ子同 委員塚田 成四郎

出席理事者 総務部長 榎本 圭介

総務課長 米田 博 子ども育成課長 髙山 崇 教育委員会事務局教育次長 本城 善之 同 庶務課長 有馬 勝 同学務課長 篠田 英夫 同学校制度担当課長 若生 純一 同指導課長 熊谷 恵子 同 教育総合支援センター長 大関 浩仁 同 品川図書館長 横山 莉美子

傍聴人数 2名

次第

1. 開 会

2. あいさつ 品川区長

3. 議題議事進行:区長

(1)報告

①品川区子ども・若者計画について

②品川区立学校 運動部活動の在り方に関する方針について

4. 閉 会

# ○総務部長

それでは、定刻となりましたので、平成30年度第1回品川区総合教育会議 を始めさせていただきます。

本日は傍聴の方が今現在2名おられますので、お知らせをいたします。なお、 本日の会議におきましては、記録用にカメラ撮影をさせていただきますけれど も、傍聴の方のお顔が写らないように配慮いたしますのでご了承ください。

まず、開会に当たりまして、濱野区長よりご挨拶をいただきます。濱野区長、 よろしくお願いいたします。

#### ○濱野区長

平成30年度の第1回目の総合教育会議であります。お忙しいところご参集 を賜りまして、大変にありがとうございます。

ご案内のように今年は明治維新150周年ということで、品川区はこの明治維新にゆかりの方が何人かいらっしゃいます。一番有名なのは坂本龍馬さんでありまして、立会のほうに坂本龍馬の銅像がございます。そのほかにも、板垣退助さん、「さん」をつけるのは変ですね、板垣退助であるとか岩倉具視であるとか山内容堂であるとか、そういう方がいらっしゃって、どちらかと言うと高知県に関係の深い場所が多く存在いたします。

そのようなことを競馬のタイトルで、「志国高知幕末維新博賞」という、要するに高知県を意識した賞でありますけれども、そういうものが開催されまして、高知県知事の尾崎さんが表彰式に参加をされました。私も一緒に競馬場に立ちましたけれども、そのようなことで高知県との連携の協定も調印をする予定でございます。さまざまな面で高知県とも連携・協力してまいりたいというふうに考えております。

ご存じのように東京2020オリンピック、1日1日近づいておりますけれども、あと700日ぐらいでしょうかね。いよいよ近づいてきたなという感じでありますけれども、パラリンピックのほうも、日本財団パラアリーナというのが船の科学館、これは確か、所在は品川区内にオープンして、普及が図られるというようなことでございますが、そういう意味で、子どもたちにとってもオリンピックというのが1つの成長のピリオドというかカンマというか、そういうことになるのではないかというふうに思っております。

私事になりますけれども、前回の東京オリンピックのときは高校2年生でありまして、非常に記憶にかなり残っているところでございます。そういう意味で、子どもたちにとってもインパクトの強い催し物が近づいているということであります。ぜひ、子どもたちにとっても良いオリンピックになることを念願しております。

子どもたちは教育を学校で受けているわけでありますけれども、教育というのは未来の社会をつくる、そういう人材を育成する場所でもあります。もちろん、個人1人1人の人生の充実のための行為ではありますけれども、今申し上げましたように未来の品川区を構成する区民を育ててくださっている、そうい

う場所でもありますので、大変にありがたく感じているところでございます。 どうか、この教育会議が実りあるものになりますようにご祈念申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

#### ○総務部長

ありがとうございました。

それでは次に、教育委員会よりご挨拶をいただきたいと思います。教育委員会を代表して、中島教育長、よろしくお願いいたします。

# ○中島教育長

ご挨拶をさせていただきます。先週、今週と台風の影響もあって、なかなか落ち着かない天候が続いておりますけれども、そんな中、先週は福島のブリティッシュヒルズのイングリッシュキャンプということで、区内の9年生40名の中学生が行ってまいりました。固有教員4名も引率に伺って、無事に英語漬けの3日間を過ごしてまいりました。

今週は広島平和派遣ということで、昨日が式典でございましたけれども、それに参加するということで、やはり各校1名、計15名の中学生と固有教員の引率も含めまして、今日戻ってくるという状況になっています。

今、区長のお話がありましたオリンピック・パラリンピックに向けての体制づくりもそうですけれども、こういったような事業も全て区長の言うように子どもたちへの未来へのバトンタッチにつながっていく内容になるかなと、教育体制外のことではありますけれども、夏の間にもこういった事業が展開できるということに、教育委員会としても感謝申し上げる次第でございます。

今日は、この次第を拝見いたしますと2つ大きなテーマがあって、1つは子ども・若者計画ということでございますので、学校教育からもう1つ視野を広く持って私たちも考えを巡らせていく必要があると考えます。もう1つは部活ですので、これはぐっと学校教育の専門性の高いということで、非常に守備範囲の広い議論を、切りかえてやっていかなくてはならないかというふうに思います。だからこそ、ぜひ教育委員間と区長とのベクトルを揃えて、これからの教育の根幹の部分について話し合える時間とさせていただけると、私どもも大変うれしく思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○総務部長

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思いますけれども、ここからは、濱野区長を座長に会を進行させていただきたいと存じます。では、濱野区長、よろしくお願いいたします。

#### ○濱野区長

早速、議題に入らせていただきます。議題の(1)報告より①の品川区子ども・若者計画について、これを子ども未来部から説明をしてください。

# ○子ども育成課長

子ども未来部子ども育成課長の髙山と申します。

それでは、私からは品川区子ども・若者計画についてご説明申し上げます。 資料は本日3点ご用意しておりまして、1点目が資料1、A3版の「品川区子ども・若者計画」の概要と書かれたものでございます。2点目が資料2、品川区子ども・若者計画(抜粋)と書かれましたホチキス留めのもの、そして3点目が資料3、こちらはパンフレットということで、後ほど簡単に説明をさせていただきます。

まず、資料のご説明に入ります前に、計画策定の背景について若干触れさせていただきます。

国では内閣府の所管いたします子ども・若者育成支援推進法という法律が平成22年4月より施行されております。この法律の目的とするところは、子ども・若者の健やかな育成と、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することとなっております。本法律の施行を受けまして、その後、東京都では平成27年に入りまして、東京都子ども・若者計画が既に策定されているところでございます。これまでも、子ども・若者の支援に資する施策は、雇用・福祉・教育など多岐にわたってそれぞれの主体が各々個別に取り組んでまいったところではございます。しかしながら、相互の連携・協力についてはいまだ不十分といったところがございました。そこで、子ども・若者の成長過程をトータルで支える総合的な施策を展開する上で、その方向性を共有し、品川区の持つ強みと今後取り組むべき課題を見える化する、こうした目的のもと、市町村計画であります品川区子ども・若者計画を策定いたしたといったところでございます。

なお、この計画の策定に当たりましては、品川区青少年問題協議会の中に専門委員会を設けていただきまして、ご審議を1年かけていただきました。品川区青少年問題協議会と申しますのは、地方青少年問題協議会法という法律に基づきます会議体でございまして、区長の附属機関として設置された組織でございます。その主な役割といたしましては、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的な施策の樹立に当たり調査審議のほか関係行政機関相互の連絡・調整を図ることが挙げられます。こうしたことから、この計画の審議の場として最もふさわしいということで、この青少年問題協議会の中に専門委員会である検討組織を立ち上げていただいたところでございます。

若干、前置きが長くなりましたが、資料1の説明に入らせていただきます。 資料1をご覧ください。「品川区子ども・若者計画」の概要と書かれたもので ございます。計画は全体で4章から構成されております。本日は中ほどに記載 されております第2章のところをご覧いただきますと、第2章、計画の理念、 基本方針と書かれましたところ、黄色く囲ませていただいたところに、この計 画の基本理念であります、「子ども・若者が社会的自立を目指し、すべての人と 支えあい、ともに生きていくまち"しながわ"」、これを計画の中心に据えてい るところでございます。こちらについては後ほどまた触れさせていただきます。 それでは、本日、資料2ですね。ホチキス留めの資料2をご覧ください。品 川区子ども・若者計画(抜粋)と書かれたものでございます。本日は計画冊子 全体ではなく、時間の都合で抜粋してご説明をさせていただきます。なお、本 日の資料冊子の中に振られているページの番号は計画本体のものと同一のもの ですので、後ほどご覧になる際の参考としていただければと思います。

お開きいただきまして、濱野区長のご挨拶から始まりまして、もう1枚お捲りいただきますと、見開きで目次のページがございます。先ほど、概要版でご覧いただきましたように、4章立てで本計画は構成されております。なお、第3章には17個のコラムを掲載させていただきました。それぞれの施策をより具体的にご理解いただく上で、写真や図表などをふんだんに交えまして掲載させていただいているところでございます。後ほど少しご覧いただきます。1枚お捲りいただきまして、ページは振っておりませんが4章立ての最後に寄稿ということで載せさせていただいておりまして、本計画検討の専門委員会の委員長をお務めいただいた元淑徳大学教授の河津英彦先生に、この計画策定に込めた思いなどを寄稿としてお寄せいただいているものでございます。また、最後、資料編には、子ども・若者を取り巻く状況を示した統計データのほか、昨年実施いたしました品川区ライフスタイルに関するアンケート調査の結果などを掲載させていただいたところでございます。

それでは、右側の1ページ目をご覧いただきますと、第1章、計画の策定に当たってとなっておりまして、1枚お捲りいただきまして、2ページ目には、1.計画策定の趣旨といたしまして、記載のとおりではございますが、その下、2.計画の位置付けにつきましては、イメージ図に示しますように、品川区基本構想を頂点といたします品川区長期基本計画のもと、それぞれの子育て関連の施策と関連する形で、この黄色で囲まれておりますところの品川区子ども・若者計画、これが品川区次世代育成支援対策推進行動計画、この中身を内包する形で、1つの計画として策定したものでございます。そして、右側のページをご覧いただきますと、この計画の対象とする年齢層が0歳から30歳未満、そして施策によっては40歳未満も対象とすること、そして、その下の計画期間につきましては、本年4月をスタートといたします平成34年度までの5カ年の計画であること、そうした点が記載してございます。

そして、お捲りいただきますと、5ページ目からは第2章、計画の理念・基本方針となります。1枚お捲りください。6ページ目には、概要のところでご説明いたしましたように、計画の理念が書かれてございます。この計画の理念を決定するに当たりましては、計画策定の専門委員会の場でさまざまご議論いただいたところでございます。当初は、子ども・若者の社会的自立に焦点を当てておりました。しかしながら、議論を進める中で、ともに支えあい、生きていく地域社会の実現、共生社会の実現という、人々のあり方の多様性にも配慮

した基本理念としようということになりまして、社会的自立と共生をテーマとすることとなりました。そして、右側のページをご覧いただきますと、2. 基本方針といたしまして、この計画の3本の柱であります基本方針1といたしまして、すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援、そして、基本方針2としましては、社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援、そして3番目の柱といたしまして、子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備といった3つの柱を据えることといたしました。そして、1枚お捲りいただきますと8ページ目になります。8ページ目には、この基本方針を貫く施策推進の視点を3つ掲載させていただきました。そして、今までお話ししてまいりましたところを計画のイメージとして示しているものが、その隣の9ページ目のA3見開きのものでございます。こちらにつきましては、基本方針と発達段階に応じた支援を乳幼児期から青年期、ポスト青年期に至るまで、概念的に整理をしたものでございますので、こちらのほうでおおむね今まで説明してきたところは全て載っているといったところでございます。

そして、お捲りいただきまして11ページ目以降は、第3章ということで、 子ども・若者支援施策の具体的な展開となります。1枚お捲りいただきまして 12ページ目には、先ほどご説明いたしました3つの基本方針ごとに区の内外 の施策を200以上集めてまいりまして、これを体系的に整理したものが、こ の12ページ記載の柱となります。参考といたしまして13ページ目をご覧い ただきますと、基本方針1のうちの(1)といたしまして、基本的生活習慣の 形成と確かな学力の定着を目指すという柱のもと、このような形で全ての柱に ついて体系的に整理をさせていただいているところでございます。なお、施策 については区の施策のみならず、東京都、品川児童相談所、公共職業安定所、 警視庁大森少年センターなどのご協力のもと、関係機関が取り組まれている施 策についても掲載をしているところでございます。1枚お捲りいただきまして 22ページ目以降は、冒頭ご説明いたしましたそれぞれの施策の具体的な説明 ということで、コラムのほうを抜粋で掲載をさせていただきました。一例とし て数点掲載しているところでございますが、例えば36ページをご覧いただき ますと、適応指導教室マイスクール八潮・五反田についての記載が、そして、 もう1枚お捲りいただきますと、東京学芸大学との連携による学習支援といっ たそれぞれの取り組みを、図や表を交えてわかりやすくそれぞれの事業を紹介 させていただいているところでございます。

これ以降は、第4章以降、推進体制の整備、寄稿、そして最後に計画策定の 経過について載せさせていただきました。資料2のご説明は以上となります。

最後に、資料3、本日パンフレットをご用意させていただきました。子ども・若者応援フリースペースについてのご説明でございます。これまで説明してまいりました施策を具体化する中で、これまで平塚橋にございました高齢者多世代交流支援施設、平塚橋ゆうゆうプラザ、こちらのほうでこれまでも実施してきましたフリースペース事業を拡大し、ひきこもりなどさまざまな困難を抱える若者たちの支援拠点として、中延の地に開設をいたしました。パンフレット

のほうをお開きいただきまして、運営につきましては、区内を中心に活動する NPO等の8つの団体で構成される子ども・若者応援ネットワーク、こちらの ほうに運営を委託しております。開設日につきましては祝日を除く毎週月・水・金の3日間、そして時間は午前10時から午後7時までということで、相談や 利用については無料、さまざまな活動や経験ができる場として、7月18日より移転・拡大実施しているところでございます。昨日伺ったところによりますと、夏の期間ということもありまして、1日平均で20人以上の利用があるというふうに伺っております。また、品川区のみならず、区の外の方も若干名ではありますが利用されているという状況も確認してございます。「安心できる、自信がつく、仲間がいる、そんな居場所があります。」これをコンセプトの1つとして、今後こうした居場所事業の拡充に努めてまいります。

私からの説明は以上です。

## ○濱野区長

ただいま、説明がありました品川区子ども・若者計画につきまして、何かご 意見等ございましたらお願いをしたいと思います。

冨尾委員、お願いします。

# ○冨尾委員

生活習慣という点から、インターネット依存に関して申し上げたいと思います。近年、ネット依存やネットゲーム依存の傾向にある人が増加しており、特に10代を中心とします若者や主婦なども、また性格傾向としての関連では、孤独感が強い人や抑うつ傾向の強い人が依存になりやすいという結果があるようです。WHOが今年の6月に発表した新たな国際疾病分類に、ゲーム症、ゲーム障害が採用されたということもあり、注目が世界でも集まっているところですが、日本でも専門の外来や治療に取り組んでいる医療機関が既にあります。依存を防止するために周囲が注意すべきことにつきましては、依存に陥るにはそれなりの背景があるということを認識して、その原因のシグナルに敏感になることが大切であるというふうにされています。もちろん、本人の生活目標があることが重要ですが、家族との会話が多いこと、精神的サポートが得られやすい環境ほど依存者が少ないという傾向もありますので、そういうことに注意して周囲が生活していく必要がありそうです。

また、昨今では、スマホやタブレット型端末で乳幼児がそれを用いて楽しいサイトを見つけて遊び続けるというお子さんがいるようですが、小さな頃から長時間使うことに慣れてしまうことから依存になる傾向も強まりますので、この点についても注意が必要だと思います。

ゲームの中での体験を現実世界でも試したくなるということから、事件や事故も発生しているというふうにお聞きしますので、家庭でのルールづくりや、そういったことの話し合いを中心に家族でサポートしていくということが大切だとは思いますが、困難な場合には相談できる体制づくりということが必要か

と思います。以上です。

#### ○濱野区長

何と言いましょうか、電車などに乗っていても3人ぐらい仲間がいるのだけ れども一言も会話をしないで、3人が3人ともスマホをいじっているという、 そういう光景をよく見ます。少し変な風潮になっていくなというふうに思いま すけれども、情報というものに接する、接し方として、例えばテレビなどとい うのは一方的に向こうから流れてくるのを受けとめるしかないではないですか。 それに比べればネットというのは、自分で井戸の中に、ツイートといったら変 ですけれども、井戸のほうから情報を引き上げてくるという意味では、テレビ で情報をだら一っと受けるよりは、もう少し積極的な行為かなとは思うのです けれども、さりとて何というのでしょうか、先ほども申し上げたように、3人 が3人ともネットでいじくって何も会話がないというのも寂しいことで、ある いは家の中でも兄弟がむすっとしながらただスマホをいじっている、そういう のもなかなか奇異な感じがいたします。やはり家庭の中では、いわゆる情報と 付き合うと言うか、情報と接することについては、ある程度、家の中でルール みたいなものをつくって、時間を決めるとか、多少、基本的なルールめいたこ とをつくっておくというのは大事なのではないかということとともに、全部放 り投げて勝手にやってくださいというのも少し問題なのではないかなというこ とを感じる。

ただ、親のほうはこういうネットなどということについてはなかなかついていけないので、ルールをつくると言っても難しい面もあるかもしれませんけれども、やはりやりっ放しと言うか、放任というのはよくないと思いますので、そういうことは学校の中でも、あるいは家庭の中でも、こういったものに一定の基本的なルールみたいなものを構築しておいたほうがいいのかなという感じがしますね。

お願いします。

## ○中島教育長

区長のお話のまさにそのとおりで、これは品川レベルの問題ではないので、特に都市部の東京では1つの共通のルールを決めて、保護者に家庭内のルールを決めましょうねというのは、学校教育を通してやってはいるのですけれども、ある程度学校教育の範疇では限られてしまいます。先ほど説明があった青少年問題協議会のほうでも毎年夏に子どもたちに「親子で話そう、確かめよう」というような、こういう冊子を配りながら、その中で「携帯電話しながわアクション」という、そういった形の投げかけはしているところです。

先ほど冨尾委員が言われたような、もうこれは依存症になってくる危険性が 非常に高いのだというほどの、やはりまだ危機意識になっていないところがあ るのです。その辺が、これからの課題となるのではないでしょうか。

# ○濱野区長 お願いします。

#### ○海沼委員

次に、また話題が少し違うのですけれども、地域の見守りについてということでお願いしたいことがございます。

昨今、子ども食堂が話題になっていると思うのですけれども、子ども食堂は月に1回とか、毎日やっているわけではないではないですか。そこで、やはり今はひとり親家庭とか、共稼ぎ、共働きのご家庭が増えてきていますので、そうしますと学校もすまいるスクールで、例えば子供たちが5時、6時まで学校に預かっていただいても、その後のお母様とかお父様が帰っていらっしゃるまでの間の時間が、子どもにとって1人で、もう5、6年生になればよろしいのでしょうけれども、低学年の場合に居場所がないと思うのですね。その間の時間の居場所をつくってあげたいなと思って、今、フリースペースもできていますね。今、これを見ていて、区報にもこれが出ていたもので、フリースペースが結構いいのだなというのはわかってはいるのですけれども、やはりここまでの、各地域のところにこういうものができてくれればいいのでしょうけれども、その間まで、それまでの期間、子どもたちがふらふらするのではなくて、どこか預かっていただける場所があるといいなというのが1点です。

それと、子ども食堂をやっていただくのはすごくいいことなのですけれども、 それに頼るだけではいけないのかなと、やはり家庭教育、家庭環境を整えなければいけないのかなというのがあるのではないかなと思います。

それからまた、下校途中の少女がさらわれるという事件も起きているようですので、親による児童虐待ですか、そういう痛ましい事件も後を絶たないので、品川区では83運動が発祥の地でありまして、まもるっちという見守りシステムも導入されておりますけれども、地域が子どもの安全・安心にかかわっているということで、一層地域の安全体制で地域が子どもたちを見守るということも必要ではないかなと思っております。

#### ○濱野区長

ありがとうございます。子ども食堂というのがかなりの勢いで増えてきて、これはこれでありがたいことではあります。地域の人たちが一生懸命力を尽くしてくださるというのはありがたいことだと思いますから。親がこれに頼ってしまうというのはまたまずいことで、私が帰らなくても地域の人が面倒を見てくれるからいいわという、そういう風潮になってしまってはいけないと思います。ですので、その辺の兼ね合いがなかなか難しいかなというふうに思います。ですので、子ども食堂の運営の仕方については、やはり区もしっかりと基本的なところを踏まえてやっていかないと、おんぶに抱っこみたいなことになってしまってはいけないのではないかなと思います。

それから、子どもの安全を守るという意味では、83運動という、8時と3

時に子どもを見守るということで83運動ということをやってくださっていますけれども、こういう運動もやはり非常に大切なことだと思います。感謝しているところであります。区役所もこうした運動にできるだけの支援をしていきたいと思っています。頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

# ○塚田委員

今、海沼委員のほうから児童虐待という話もあったのですが、児童虐待と言えば、最近テレビで結愛ちゃんというかわいい盛りの5歳の女の子が親に虐待されて死亡したと。こういう場合、児童相談所が対応するわけなのですけれども、テレビによると品川児童相談所と書いてあるのですね。品川区の施設なのかなと。実は東京都の施設なのですけれども。品川児童相談所は一体何をやっているのだと思った方は非常に多いのではないかと思います。

これを機会に、私もこのような本を買いまして『児童相談所が子供を殺す』という非常にショッキングな題名、元職員が覚悟の告発と。これを読みますと、東京都の児童相談所の対応はかなりまずい。他の県と比べてもまずいのです。というのは、被虐待児を基本保護しないのですね。親の同意がない限り保護しない。親と敵対したくない。警察にも頼らない。だから、今回の結愛ちゃん事件でも1度行っているのです。職員が。親が会わせたくないと言ったから、そのまま帰ってきたと言うのです。それで死んでしまった。会わせたくないというのは、もう虐待しているサインだと思うのですね。子どもの姿を見られたら、もう、すぐばれてしまう。そうしたら警察と連携して保護するとか、何とかしてほしいと思いました。ところが東京都は、原則保護しない。この本に書いてありました。死ななければ保護されない。極端な話ですけれども。

それで、品川区民であるこういう被虐待児童は、品川区で守りたいというふうに当然思うわけですよ。それで、荒川区、江戸川区、世田谷区では、2020年にも区で児童相談所を開設する予定だというふうに聞いておりますけれども、この辺、品川区はどういうスタンスでございますか。

#### ○濱野区長

いわゆる児童相談所が区に移管をされるということは、基本的にはそういう 方向で進んでいると認識しておりまして、いずれ品川区も児童相談所の運営に 携わっていくということになると思っていますが、何分にもまだ我々にはそう いう児童相談所の運営のノウハウというのは全くないわけですので、職員を研 修に行かせたりして、児童相談所というのはどういうところなのか、どういう ふうな運営をされているのかというのを、今、一生懸命勉強しているところで す。あの本は読んでみたいなと思いますけれども。

現在のところは東京都が設置主体ですから、品川区としてはそういう研修に 行って勉強しているという段階ですけれども、実際問題としてこうしたケース を扱うというのは、実は本当は難しい話だろうと思うのですね。ケースとして 扱ってほしいと思う親というのは、おそらく稀だろうと思うのです。これは私の個人的な感想ですからあれですけれども、余計なことをするなという親御さんのほうが多いのではないかなと思うのです。だけれども、ではその親御さんがしっかりと子どもの面倒を見てくれているかと言うと、そうではない。そこに意識の齟齬みたいなものがあって、余計なことをしてくれるな、いや、だって言葉は悪いけれども放りっぱなしではないですかなどという、そういうぎくしゃくが生じてくるのだろうと思いますけれども、しかし、それだからと言って手をこまねいているというわけにもいかないので、区としてもノウハウをしっかりと習得して、そういうところに乗り込んでいくというのは少し語弊がありますけれども、しっかりと関与をしていく必要があるのではないか。その関与の仕方が、おそらく難しいというので、やはり勉強しなければいけないと思っています。職員も一生懸命研修をさせて、そうしたことに取り組めるように努力していきたいと思っています。

# ○塚田委員

一言いいですか。

# ○濱野区長

どうぞ。

#### ○塚田委員

東京都からノウハウを学ぶのはいいのですけれども、今、東京都は失敗していますから、悪い例のノウハウを勉強しても。

1つは、情報の警察との共有の問題なのです。東京都は警察とは情報を共有しないと言う。だけれども、埼玉県は最近、全件共有すると決めました。ですから、その辺も重要なポイントになると思うのですね。

## ○中島教育長

すみません。よろしいですか。

#### ○濱野区長

はい。

#### ○中島教育長

今の件に関して申し上げると、もうぜひ区として児童相談所を持っていただきたいと思うのですね。区内のさまざまな関係機関とも連携の密度ですとかスピードがやはり変わってくるだろうと思います。

現在でも、児相が直接やっていなくても、例えば区の教育支援センターのほうでそういった関連機関との形で、警察も含めて情報をいただいて提供しているようなケースはあるので、そこにまた区のそういう相談を噛んでいただける

ようになると、より広域的に多面的に子どもたちにかかわれるかなと、非常に 期待しているところであります。

# ○塚田委員

わかりました。

## ○濱野区長

何かありましたらお願いします。

# ○菅谷委員

塚田委員と一緒なのですけれども、児相の事業について、要は動いてくれない。困っている子どもがいる、虐待があるというときにすぐ動ける、私は学校で警察と児相の方も呼んで、すぐ決めましょうというふうに私は何回も言っている。

今度のこの子ども・若者計画、私は画期的なもので、いいものだなと思って、なぜかというと、子どもはそのまま社会に自立していくので、当然、それでなければこの社会は成り立たないわけでしょう。そこのところに本当に一番力を入れてほしいと思うのです。それと同時に、品川の学校でずっと子どもが1人でやってきたことについて、一番最後のところに行ってしまうと、手が届かないところに行ってしまう。例えば極端なことで申し上げますと、中学を卒業しますと、普通のお子さんは皆高等学校へ行けるのですよ。ところが、いろいろと問題のある子ども、手をかけなければいけない子が行けるところがない。そうするとまた都立の特別支援学校になる。いわゆる障害のあるご家庭のお子さん。そこに、私ども何かしようと思っても、教育はそこで終わりなのですよね。区立中学までしかありませんので、それから先というのはやはり行政の大きな目で見ていかなければいけない。

そこでこれを見ると、先ほどの基本方針の2のところに、自立が困難な障害のある人に焦点を当ててやっていただいていると。ほんとうれしいなと思う。それともう1つ、私、今の仕事で大学で教えているのですね。高等学校を卒業して、特別支援の学校の子供たちは大学受験資格がないのですよ。特別支援学校は高等学校ではないという認識なのですよ。ところが、ご存じだと思いますけれども、黒柳徹子さんにしても、あの方は自分でLDだと言っている。それから、山下清さんを見ていても、知的障害ですよ。でもすばらしい能力を持っている。そういう方たちを、好きなことしかできない状況の方でももう少し先まで行くと、行政にお願いしてそういう人たちをもっと弱者、弱い人、障害を持っていて勉強したい人、そういう人に光を当てられないかなと、そのように思っているのです。

ところが、この計画の中にそれが入ってきていると。ありがたいなと。具体的にどのようなことができるか、ただ支援するだけではないと思うのですけれども、そういう人たちを育てていかないと、計画が社会で成り立たないもので

すから、ぜひしっかり、概要を見ただけではっきりとはまだ見ていません。本 当に期待したいなと思うので、そういうことでぜひ頑張っていただきたいと思 います。感想だけ。

#### ○濱野区長

ありがとうございます。私はそういう分野では全くの素人ですけれども、やはり、社会を構成する人々というのはいろいろな人々がいるわけで、そのいろいろな人々が共生できるような社会というのが必要なのだろうと思いますので、区役所で何ほどのことができるかわかりませんけれども、そうした多様な人たちがのびのびと暮らせるような、そしてのびのびと成長できるような、そういう環境をつくっていきたいと思っています。具体的な方策については、私なかなか思いつきませんけれども、基本的な考えとしてはそういう方向で進んでいきたいと思っています。そういうことです。

ほかに。はい。

# ○中島教育長

教育委員の皆様、さまざまな視点からお話しいただいたので、多分このプランについてはいろいろなところを切り取ってまた論議ができるのではないかなと思います。こういう場でもそうですけれども、いろいろな場でまた論議をしていっていただけるといいのではないかなと考えます。

特に最近は不登校の子供たちがひきこもりになってしまうか、なかなか外に出られないという状況もあります。区としてもマイスクールを八潮と五反田、それ以外にもまた今年度から1つ増やして、さまざまな子供たちの対応をというふうに考えているのですけれども、やはりそういった、このパンフレットにあるような居場所づくりというのはこれからも大きいのかなと思います。また先ほどの児相の話ではないのですが、やはり関係する人たちのネットワークをつくっていけるかというあたりが必要になってくるのかなと思います。

そういった意味では、今年度、完結する形になりますけれども、全校体制が整った品川コミュニティ・スクールというような、そちらのネットワークも何かしらそういう手助けができるのかなと、そんなふうにも思っています。

#### ○濱野区長

ありがとうございました。時間の関係もありますので、すみませんが先に進ませていただきます。

次に、②品川区立学校の運動部の活動の在り方について、教育委員会事務局から説明を願います。

#### ○教育総合支援センター長

それでは、資料4、品川区立学校運動部活動の在り方に関する方針につきましてご説明をいたします。

まず、運動部活動でございますが、これまで各部活動、学校の教員が顧問として実際に指導をして、さらに本区の場合には外部指導者、いわゆるコーチを区民の方たちにごを協力をいただいて、各学校では部活動を進めてまいりました。そこで体力・技能の向上という基本的な目的にございますけれども、それだけではなくて、異年齢との交流、生徒同士、あるいは生徒と教員との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感を涵養していく、そういった多様な学びの場として教育的な意義が非常に大きく、これまでも期待されてきたところでございます。

ただ、昨今、社会・経済の変化等もございまして、教育等にかかわる課題が非常に多くなって、複雑化・多様化しているという現実もございます。学校や教員だけでは解決することができない課題などもあるというのは、これは日本全体の状況がございまして、それを踏まえて実は国としてはスポーツ庁が平成30年3月に、やはり運動部活動の在り方に関するガイドラインを出しました。そちらのガイドラインによって、各教育委員会はしっかりと運動部活動の在り方に関する方針を定める、それに基づいて各学校もしっかりと行っていくようにするという国による方針が出されましたのを受けまして、早速本区では、教育委員会といたしまして平成30年6月に、本日の資料4にございますように、品川区立学校の運動部活動の在り方に関する方針をまとめさせていただいたところでございます。

それでは、中をお捲りいただきますと、中の構成は、1、適切な運営のための体制整備に始まりまして、その後、これはまた後ほどご説明してまいりますが、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、3点目には適切な休養日の設定、そして、児童・生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備や、学校単位で参加する大会等の見直しなど、5つの項目をガイドラインとして、教育委員会として示したものがこちらの方針でございます。その中でも、特に2点大きな特徴がございますので、その2点につきまして本日はご説明いたします。

まず、1点目でございます。捲っていただいた1ページに最初に出てまいりますが、1、適切な運営のための体制整備でございます。これまで、運動部活動の方針を策定する中において、実際に先ほど申しました顧問となる教員だけでなく、本区では外部指導員、コーチの方にご協力いただいて、報償費等を活用させていただいて、各学校は、例えばソフトテニス部であればテニスの上手な区民の方の協力なども得ながら部活動を進めてきたという背景がございます。それだけではなくて、今後は、2ページ、お隣の(1)体制構築のイに示してございますように、品川区教育委員会は各学校の児童・生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、準備の整った学校に対して、必要に応じて部活動指導員等を配置し支援するというふうに、改めて教育委員会として謳いました。この部活動指導員等という「等」の部分に、先ほども申し上げました、これまでもお願いしているコーチとなる外部指導員の方々が含まれております。それ以外に、実はスポーツ庁が出したガイドラインとして、今後は教員だけでなく、

部活動指導員という方を非常勤職員として準公務員のような形で、子供たちの大会への引率などもできる、そういった立場で活用するということも国が打ち出してまいりましたので、早速品川区といたしましてもその準備に入るということを、こちらの体制の構築として、今後、学校を支援していきたいというふうに謳ったものでございます。

もう1点が大きな特徴として、お捲りいただきまして4ページにございます。3、適切な休養日等の設定でございます。これまで運動部活動は、部の種類にもよりますが、中には1年中、1週間の毎日7日間部活動があって、何時間もつらい中でやった中で、体力がつくのだ、根性がつくのだという、昔の時代も一部にはございました。でも、そうではなくて、やはりしっかりと適切な休養日を設定すべきだということもスポーツ庁のガイドラインに基づきまして、区として謳ったものがこちらでございます。四角い枠に示している中にございますように、休養日、まず学期中、普段の授業のある1学期、夏休み前の運動部、あるいは2学期など、学期中におきましては、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日については少なくとも1日、そして週休日、土・日のどちらかは少なくとも休養日とする。そこをしっかり謳いました。また、大会などが土・日と続いたような場合には、翌週に必ず振り替えを、例えば、さらに土・日と練習試合が続いたのであれば、月曜日にも休養日を設定するということに、確実に休養日を設定することは、子供たちの健康にとっても大切であると同時に、教員の働き方改革にもつながるのではないかと考えております。

また、活動時間、これも平日は2時間程度、そして週休日、土曜日、日曜日など、あるいは長期休業中ですね。今の夏休み等については3時間程度というふうに定めさせていただきました。この状況を、各校は区の統一状況として守るように、校長会とも連携を図って、この夏休み、今年度の7月21日より、全校がこのガイドラインに基づいて各運動部活動の方針も学校ごとにもうホームページに上げて、広く区民に周知をして、このガイドラインに基づいた休養日の設定を原則とする部活動をスタートしたところでございます。

なお、本区といたしましては、運動部だけでなく、文化部もこちらに準じて 活動するように、校長会と連携して各校に働きかけたところでございます。

このように、部活動に関しましては、教員による顧問の指導だけでなく、従来からの外部指導員、いわゆるコーチの、区民の方の協力も得ながら、さらには、将来的には国が示した部活動指導員という新たな職の方、非常勤職員になりますが、そういった方たちも導入して、準備を進めてまいりたいと考えております。こちら、方針の資料4に基づいて、特徴的な意見についてご説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○濱野区長

品川区立学校運動部活動の在り方について説明がありました。ご意見等ございましたらお願いをいたします。

はい、お願いします。

# ○塚田委員

1個だけ。このガイドラインに基づいて、実際に各学校でどう運用されているのかというのは、チェックはされていますか。実態把握。

# ○教育総合支援センター長

もう既に各学校がホームページに、各部活動ごとにどのような予定であるかが載っております。学校担当指導主事が必要に応じて、学校訪問をした際には 実際に見せていただいたり、助言をするという部分も、もうスタートしており ます。

## ○濱野区長

ありがとうございます。今の説明でよろしいですか。

#### ○塚田委員

はい。

## ○濱野区長

他にございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、この部活動に関しては、今の説明のとおりとしたいと思いますが、教育委員会では先生方の働き方、この改革についてもいろいろと取り組んでおられます。学校のそばを夜通ると電気が煌々とついているという、そういう景色が結構あるわけでありますけれども、なるべくやはり先生方も働き方改革というのをしていただいて、今日の元気を明日もきちんと保てるような、そういう働き方をしてくださるようにお願いをしたいと思います。

また、部活動指導員については、一気に全校が導入することは困難であると 思いますけれども、有益性を見極めながら活用について検討していただきたい と思います。よろしくお願いしたいと存じます。

その他、全体を通しましてご意見等ありましたら、お願いをいたします。よろしゅうございましょうか。はい。

ありがとうございます。議題としては以上でありますので、本日の会議を閉じたいと思いますが、委員におかれましては、これからもぜひ品川区の子どもたちを見守っていただきますようにお願いいたします。ありがとうございました。

では、司会進行を戻します。

#### ○総務部長

それでは、以上で第1回総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。

**—** 了 —